

【シンガポール】シンガポールにおける WIPO の調停手続を利用した場合の管理費用の免除について

2020 年 10 月 2 日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、シンガポールにおける WIPO の調停手続を利用した場合の管理費用の免除についてのお知らせです。

WIPO は、シンガポール知財庁（IPOS）の当事者系審理手続において、任意に WIPO の調停手続を利用した場合の管理費用を 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間、免除すると発表しました。

IPOS の当事者系審理においては、事件が IPOS に継続している間、当事者の合意により、WIPO の調停手続きを利用することができます。必要な費用（WIPO の管理費用、調停人費用、その他の費用）のうち、調停人費用とその他の費用については、IPOS から上限 1 万シンガポールドルまでの補助が出ます。今回の免除措置により、WIPO の管理費用についても一定期間、免除されることになりました。

情報公開日

2020 年 10 月 1 日

URL 等

<https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/ilos/mediation/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。